

## 景観重要公共施設の指定

豊島区景観計画 第 8 章 景観重要建造物、樹木、公共施設等 P146～

### 第 3 景観法に基づく制度の活用

#### 3 景観重要公共施設

##### (1) 指定方針

- 地域で親しまれ、ランドマークやシンボルとなり、地域特性を生かした景観まちづくりの推進にあたって、特に重要な公共施設は管理者の同意を得て「景観重要公共施設」に指定します。
- 東京都景観計画<sup>2</sup>の中で、景観重要公共施設に位置づけられている神田川は、景観計画においても引き続き、景観重要公共施設に指定します。
- グリーン大通りは、池袋副都心の骨格となる景観を形成し、文化芸術イベントやオープンカフェによる道路空間の有効活用など、新たな文化とにぎわいの舞台として魅力ある街並みを形成するため、景観重要公共施設に指定します。

##### <景観重要公共施設>

- 神田川
- グリーン大通り
- 鬼子母神大門ケヤキ並木道

##### (2) 整備に関する事項

###### ①神田川

- 神田川では、東京都の「神田川流域河川整備計画」に基づき、親水拠点や沿川緑化などの整備を進め、骨格的な水辺とみどりの景観ネットワークを形成します。

図表 8-7 神田川



###### ②グリーン大通り (特別区道41-21)

- グリーン大通りは、池袋駅東口から東池袋駅周辺を結ぶ池袋副都心軸として、風格とにぎわいのある街並みを形成します。
- 歩道での滞留空間の配置や緑化、街路照明、修景施設等の設置とともに、舗装の色彩・材料などを街路樹が引き立つよう工夫し、人々の回遊性を高め、にぎわいと潤いを広げていきます。
- 歩道空間は、文化芸術の舞台としての活用やオープンカフェなどによるにぎわいの創出、沿道建築物等と一体となったゆとりを創出します。

図表 8-8 グリーン大通り



### ③鬼子母神大門ケヤキ並木道（特別区道 42-500 の一部、特別区道 42-600 の一部）



図表 8-9 鬼子母神大門ケヤキ並木道



- 鬼子母神大門ケヤキ並木道は、江戸時代から続く雑司が谷地区の歴史や文化を後世に残すシンボリックな景観として、並木の魅力を生かした道路景観を形成します。
- 雑司が谷地域の情報発信、散策拠点として、歴史や文化を感じられる空間創出に配慮します。
- 沿道の雑司が谷みみずく公園と連携したみどり豊かで魅力的なオープンスペースを創出します。
- 無電柱化の整備にあたっては、ケヤキの根を保護しながらの整備とし、裏配線や軒下配線といった地中化以外による整備手法や、新しい整備方式（浅層）での整備の検討も行います。

#### 【道路構造物整備の基準】

- 舗装の改修にあたっては、周囲と調和する雰囲気を持つ自然石（例：御影石）の使用を基本とします。

#### 【附属物整備の基準】

- 交通安全上必要な標識、カーブミラー等の設置にあたっては、支柱の色彩が周囲の雰囲気と調和したものとなるよう配慮します。
- 道路交通の安全を確保した上で、将来を見据えてケヤキの雄大さや風格、美しい樹形を維持するよう、適正な管理に配慮します。
- 公共サインを設置する場合は、分かりやすいサインとなるよう言語、デザイン等を工夫するとともに、周囲の雰囲気と調和した素材、色彩、意匠となるよう努めます。

### (3) 景観重要公共施設の占有許可等の基準

① 神田川

占有許可等の基準の追加はありません。

② グリーン大通り（特別区道 41-21）

占有許可等の基準の追加はありません。

グリーン大通りは、国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占有事業として認定を受けました。景観重要公共施設の指定方針である、新たな文化とにぎわいの舞台としての魅力ある街並みの形成に向け、オープンカフェやイベントなど道路空間の有効活用を行っていきます。

③ 鬼子母神大門ケヤキ並木道（特別区道 42-500 の一部、特別区道 42-600 の一部）

鬼子母神大門ケヤキ並木道の占有許可等の基準を以下の考え方に基づいて定めます。

【景観重要公共施設の占有の考え方】

- 公共性のあるもの以外は占有できないような基準とします。
- 景観重要公共施設の占有許可にあたり、工作物等を設置する場合は、周辺の街並みと調和するよう配慮します。

#### 鬼子母神大門ケヤキ並木道の占有許可等の基準

景観重要公共施設、鬼子母神大門ケヤキ並木道の区域については、日よけ、突出し看板等の道路占有を禁止します。